

【改正】（採掘権等の取得価額）

7－6－1の2 法人がその有する試掘権の目的となっている鉱物に係る鉱区につき採掘権を取得した場合には、当該試掘権の未償却残額に相当する金額と当該採掘権の出願料、登録免許税その他その取得のために直接要した費用の額の合計額を当該採掘権の取得価額とする。

法人がその有する二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第2条第8項《定義》に規定する試掘権に係る試掘区域につき貯留権を取得した場合についても、同様とする。

【解説】

- 1 本通達では、法人が有する試掘権の目的となっている鉱物に係る鉱区につき採掘権を取得した場合又は法人が有する二酸化炭素の貯留事業に関する法律に規定する試掘権（以下「貯留試掘権」という。）に係る試掘区域につき貯留権を取得した場合の採掘権又は貯留権の取得価額についての取扱いを明らかにしている。
- 2 試掘権については、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる年数を基とし旧生産高比例法、生産高等比例法、旧定額法又は定額法（貯留試掘権については定額法）により償却することとされている（令48①五、48の2①四・五、耐令1②二）。
 - (1) 石油又は可燃性天然ガスに係る試掘権及び貯留試掘権 6年
 - (2) (1)に掲げる試掘権以外の試掘権 5年
- 3 この試掘権のうち、貯留試掘権以外のものは、鉱区において登録を受けた鉱物の賦存状況、品質、開発の適否などを調査するための権利であることから、その試掘権の目的となっている鉱物に係る鉱区につき採掘権を取得した場合には、あたかも出願権に対する本権である工業所有権の取得と同様に、試掘権は採掘権の前提となるべきものである。したがって、その場合、その未償却残額と採掘権の出願料、登録免許税その他その取得のために直接要した費用の合計額を採掘権の取得価額とすることを本通達の前段において明らかにしている。
- 4 また、貯留試掘権は、地下の地層が貯留層に該当するかどうかを調査するために地層の掘削を行う権利であり、貯留試掘権と貯留権との関係についても試掘権と採掘権との関係と同様のことがいえることから、上記3と同様に取り扱うことを本通達の後段において明らかにしている。